副　本

平成25年（ワ）第252号、平成26年（ワ）第101号、
平成27年（ワ）第34号　損害賠償請求事件
原告　第２陣・相双地区住民ら
被告　東京電力ホールディングス株式会社

準　備　書　面（３８２）

（直接賠償手続における賠償額の算定方法等）

令和３年７月３０日

福島地方裁判所いわき支部合議1係　御中

被告訴訟代理人　弁護士	田　中　　清
同	棚　村　友　博
同	金　山　伸　宏
同	田　中　秀　幸
同	中　嶋　乃扶子
同	青　木　翔太郎
同	小　谷　健太郎
同	川　見　唯　史
被告訴訟復代理人　弁護士	三　森　健　司
同	堀　口　拓　也

外

目　　次

第１　はじめに 4

第２　避難等対象区域の居住者に対する精神的損害の名目以外での賠償の概要 ... 5

１　追加的費用（避難・帰宅費用，一時立入費用，家族間移動費用，物品購入費等） 6

（１）避難・帰宅費用 7

ア　移動交通費 7

イ　宿泊費 8

ウ　家財道具移動費用 8

（２）一時立入費用 9

ア　交通費 9

イ　宿泊費 10

ウ　家財道具移動費用 10

（３）「その他」として賠償される追加的費用の例 11

ア　家族間移動費用 11

イ　家賃 11

ウ　物品購入費用 12

（４）「包括請求」の導入 13

（５）旧緊急時避難準備区域等における「住宅等の補修・清掃費用」の賠償 . 14

（６）旧緊急時避難準備区域等における「通院交通費等の生活費の増加分」の賠償 14

（７）小括 14

２　就労不能損害 15

（１）就労不能損害についての基本的な考え方 15

（２）区域ごとの就労不能損害の賠償の概要等.....15
（３）「特別の努力」の考え方の適用.....20
３　生命・身体的損害.....23
４　財物賠償（不動産）.....24
（１）不動産（土地・建物）について本件事故発生から避難指示解除までの期間が６年を経過したことをもって「全損」として賠償額を算定していること.24
（２）本件事故時の時価相当額の評価についても被害者に有利な算定方式を採用していること.....26
（３）立木及びしいたけ原木.....28
（４）小括.....29
５　住居確保損害（避難指示区域）.....29
６　家財（避難指示区域）.....30
７　事業損害（個人事業主・法人）.....31
（１）商工業.....32
ア　避難指示区域内の商工業者に対する賠償.....32
イ　旧緊急時避難準備区域の商工業者に対する賠償.....32
（２）農林業.....33
ア　避難指示区域内の農林業者に対する賠償.....33
イ　旧緊急時避難準備区域等の農林業者に対する賠償.....33
ウ　裁判例に見る営業損害の賠償対象期間.....34
８　団体賠償.....36
９　小括.....37
第３　精神的損害名目での賠償について.....40
第４　結論.....41

第１　はじめに

被告は，中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき，避難等対象区域（避難指示区域，旧緊急時避難準備区域）の居住者に対し，多岐にわたる名目の下で賠償を実施している。

本書においては，「直接賠償（第１期）」から始まり順次策定・公表されてきた「請求書パック」[1]が取り扱う賠償項目のうち代表的なものを取り上げ，賠償金の算定方法等を明らかにし，もって直接賠償手続を通じた賠償を通じ被害を十分に填補するに足りる賠償（多くの場合には通常損害と認められる範囲を超える支払）がなされていることを明らかにする。

---

[1] 「請求書パック」については，被告「準備書面（３８３）（直接請求手続を通じた賠償の実施過程について）」及び「準備書面（３８４）（直接請求手続における賠償項目の具体例等）」参照。

第２　避難等対象区域の居住者に対する精神的損害の名目以外での賠償の概要

以下の表は，直接賠償手続を通じて被告が実施している多様な賠償内容のうち，賠償開始当初から支払を行ってきた追加的費用（避難・帰宅費用，一時立入費用，家族間移動費用，家賃，物品購入費），生命・身体的損害及び就労不能損害について，賠償金の算定に関する基本的な視点及びその経過を簡潔に示したものである。

<table>
<tr><th rowspan="3"></th><th colspan="4">定型フォーマット</th><th colspan="3">自由記入</th></tr>
<tr><th colspan="2">追加的費用</th><th rowspan="2">生命・身体的損害</th><th rowspan="2">就労不能損害</th><th colspan="3">追加的費用</th></tr>
<tr><th>避難・帰宅費用</th><th>一時立入費用</th><th>家族間移動費用</th><th>家賃</th><th>物品購入費</th></tr>
<tr><td>直接賠償（1期）
(H23.3-8)</td><td colspan="3" rowspan="2">申告内容に基づく定型賠償</td><td rowspan="2">申告内容に基づき算定（特別の努力を機械的に適用）</td><td rowspan="2">申告内容に基づく定型賠償</td><td rowspan="2">申告内容に基づく賠償（差額によらず全額賠償）</td><td rowspan="2">申告内容に基づく賠償（他項目との重複精算はせず）</td></tr>
<tr><td>直接賠償（2期）
(H23.9-11)</td></tr>
<tr><td>直接賠償（3期簡易）
(H23.12-H24.2)</td><td colspan="3" rowspan="2">「実費」の名目で，過去実績と同額まではチェックボックスのみで請求可</td><td rowspan="2">前期の金額を前提としてチェックボックスのみで請求可（特別の努力を機械的に適用）</td><td colspan="3" rowspan="2">「その他」の名目で，過去実績と同額まではチェックボックスのみで請求可</td></tr>
<tr><td>直接賠償（4期簡易）
(H24.3-5)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">包括請求
(H24.6～)</td><td colspan="2">「その他実費等」</td><td rowspan="2">包括賠償は適用せず申告内容に基づき賠償</td><td rowspan="2">申告内容に基づき将来分を算定（特別の努力を機械的に適用）</td><td colspan="3">「その他実費等」</td></tr>
<tr><td colspan="2">将来分を定額賠償</td><td>将来分を定額賠償</td><td>申告内容に基づく将来分の賠償（差額によらず全額賠償）</td><td>包括賠償額を実費が超過した場合には超過額を賠償</td></tr>
</table>

「直接賠償（第１期）」及び「直接賠償（第２期）」においては，定型的な損害算定方法（標準交通費に基づく賠償額の算定等）を採用しつつも対象期間における被害実態の申告内容を前提として賠償額が算定されていたのに対し，「直接賠償（第３期）」および「直接賠償（第４期）」（簡易請求方式）においては対象期間における実際の損害の有無・数額の申告を不要とし，過去の賠償実績に基づき概算額の賠償がなされるようになっている。さらに，「包括請求」方式の採用により，個別

の事情を捨象した一律の額の賠償金について，将来分も含めたまとまった額を受け取れる仕組みが採用されている（一部の個別性の高い項目については，請求者の申告内容に基づき将来分を算定している。）。

なお，上記の一覧表に掲載されている賠償項目以外にも，被告は，直接賠償手続を通じ，各種の財物損害（土地・建物，立木，家財，車両等）の賠償を実施するほか，居住用不動産の新規取得にかかる費用までも填補する「住居確保にかかる費用」の賠償を実施し，さらには慰謝料も別途賠償している。

以下においては，「直接賠償（第１期）」から順を追って，損害項目ごとの賠償の考え方や算定方法を述べることとする。

1　追加的費用（避難・帰宅費用，一時立入費用，家族間移動費用，物品購入費等）

被告による各種の追加的費用の賠償は，仮払補償金（各世帯に１００万円が支払われる。）及び追加仮払補償金（避難状況に応じ世帯構成員１人あたり１０万円から３０万円の算定による金額が各世帯に支払われる。）の支払を除く最初の請求に用いられる請求書パック「直接賠償（第１期）」から実施されてきた。

具体的には，「直接賠償（第１期）」及び「直接賠償（第２期）」の請求書パックにおいては，**「避難・帰宅費用」**（その細目として「移動交通費」，「宿泊費」及び「家財道具移動費用」。）や**「一時立入費用」**（その細目として「交通費」，「宿泊費」，「家財道具移動費用」及び「除染費用」。）として賠償を実施しているほか，家族別離が生じた場合の家族間移動費用や，避難先での家賃，物品購入費等についても賠償を実施している（たとえば「直接請求（第１期）」及び「直接請求（第２期）」の請求書パックにおいては「その他」のページに記載をすることにより賠償を受けることができる。）。

また，「直接賠償（第３期・簡易請求方式）」及び「直接賠償（第４期・簡易請求方式）」の請求書パックにおいてはこれらの追加的費用を**「実費」**として一括りにし，各世帯に対する世帯単位での賠償実績を基礎としてより簡易な算定に

より請求ができる仕組みとしている（被告「準備書面（３８３）（直接請求手続を通じた賠償の実施過程について）」３５～４５頁参照。）。

さらに，将来分を含む賠償金を一括して支払う「包括請求」及び「包括請求（追加）」の請求書パックにおいては，**「その他実費等」**（内訳は「避難・帰宅等にかかる費用相当額」及び「家賃にかかる費用相当額」。）との名目の下で，各種の費用支出を填補するものとして，実際に生じた損害の申し出や立証を必要とせずに，将来分も含めて賠償を受けることができる仕組みとしている。

以下においては，「避難・帰宅費用」（下記（１）），「一時立入費用」（下記（２））ならびに「その他」として賠償される「家族間移動費用」，「家賃」及び「物品購入費」（下記（３）ア・イ・ウ）の賠償額の具体的な算定方法，平成２４年６月以降を対象とする賠償に関し選択可能な「包括請求」における賠償額の算定方法（下記（４））について述べた上で，旧緊急時避難準備区域等を対象とする「住宅等の補修・清掃費用」の賠償についても簡潔に述べることとする（下記（５））。

（１）避難・帰宅費用

「避難・帰宅費用」として賠償される損害の細目は，「移動交通費」，「宿泊費」及び「家財道具移動費用」である。以下，順に述べる。

ア　移動交通費

「移動交通費」については，迅速な賠償金支払いを可能とするため，領収書等の証憑がなくても，原則として移動した日時と手段，経路を申告することによって，一定の標準額（同一都道府県内の移動であれば交通手段や実際の出費額を問わず１回あたり片道５０００円（ただし，これを超える金額の支出の事情が確認されれば別途賠償される。），都道府県を超える移動の場合には移動手段が自家用車かその他の手段かに応じてそれぞれ設定した標準

交通費のテーブルに基づいた金額。）の賠償に応じている。

このような標準額の設定は，移動元都道府県から移動先都道府県への移動であればどのような地点間の移動であってもその支出を賄うに足りる賠償額となるよう定めたものであり，実際の避難者の住所や避難先如何によっては，実際に生じた支出よりも高額な水準となっている場合も多い。たとえば，福島県から北海道に直接避難した場合，富岡町から札幌市に避難しようが，稚内市に避難しようが，標準交通費は，より遠方である稚内市に避難した場合の費用をも補填できる程度の金額となるように，自家用車による避難であれば６万３０００円，自家用車以外による避難であれば４万１０００円の賠償が行われている（乙Ｂ２０５・２１～２２頁，乙Ｂ２０６・２１～２２頁，乙Ｂ２１５・１３～１４頁，乙Ｂ２１８・１３６～１４５頁）。

イ　宿泊費

被告は，避難・帰宅に伴う宿泊費についても，１人１泊８０００円までの申告については詳細な状況等を確認せずに実際に要した宿泊費の賠償をしている[2]（なお，８０００円を超える場合でも具体的状況を確認の上で個別に賠償を実施している。）。

また，本件事故後から平成２３年１１月３０日までの期間を対象に，避難等対象者に対して，知人・親戚宅への宿泊謝礼実費分として，１世帯あたり１泊あたり２０００円，１か月で６万円を上限に賠償をしている。

ウ　家財道具移動費用

被告は，家財道具移動費用についても，上記アの「移動交通費」と基本的

[2] 平成２３年１２月１日以降の宿泊については，原則として，１人あたり総計５泊を限度に賠償を実施している。

に同様の賠償を行っており，具体的には，自家用車による移動の場合には上記の交通費と同様の標準額，運送業者等による移動の場合には領収書等の証憑に基づいて実費を賠償している（乙Ｂ２０５・２３頁，乙Ｂ２０６・２３頁，乙Ｂ２１５・１５頁）。

なお，平成２４年６月以降の「避難・帰宅費用」については，後記（４）の「包括請求」による賠償を選択することができるが[3]，これを選択しなかった場合には，移動距離に応じて算定される実費概算額を賠償している。

（２）一時立入費用

被告は，避難等対象者に対し，一時立入費用の賠償を実施している。「一時立入費用」として賠償される損害の細目は，「交通費」，「宿泊費」及び「家財道具移動費用」である。

ア　交通費

同一都道府県内の移動であれば１人片道１回あたり５０００円，都道府県外の移動を伴う場合には，移動手段が自家用車かその他の手段かに応じて，それぞれ設定した標準交通費のテーブルに基づいて賠償をしている。また，これらの金額を超える交通費の支出が確認された場合には，必要かつ合理的な範囲で個別に賠償を実施している（乙Ｂ２０５・２４頁，乙Ｂ２０６・２４頁，乙Ｂ２１５・１６頁）。

---

3 「包括請求」における「その他実費等」（内訳としては「避難・帰宅等にかかる費用相当額」，「家賃にかかる費用相当額」。）として賠償される。なお，包括請求方式を選択した場合であっても，この一定額を超える実費を支出したことが確認できた場合には，別途賠償を受けることができることとしている。

イ　宿泊費

一時立入に伴って要した宿泊費についても，月１回までを合理的な範囲として，一時立入り１回あたり２泊，１人１泊８０００円までの申告については詳細な状況等を確認せずに実費分を賠償している（なお，８０００円を超える場合でも具体的状況を確認の上で個別に賠償を実施している。）（乙Ｂ２０５・２５頁，乙Ｂ２０６・２５頁，乙Ｂ２１５・１７頁）。

ウ　家財道具移動費用

上記に加え，一時立入に伴って要した家財道具移動費用についても，自家用車での移動の場合には一時立入の交通費と同様の賠償を行っているほか，運送業者等による移動の場合には，支出の生じた実費分を賠償している（乙Ｂ２０５・２５頁，乙Ｂ２０６・２５頁，乙Ｂ２１５・１７頁）。

なお，平成２４年６月以降の「避難・帰宅費用」については，後記（４）の「包括請求」による賠償を選択することができるが，これを選択しなかった場合には，帰還困難区域，旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の住民に対しては平成３０年３月末日まで，旧緊急時避難準備区域の住民に対しては平成２４年８月末日までの期間を対象に，移動距離に応じて算定される実費概算額を賠償している。

（3）「その他」として賠償される追加的費用の例

ア　家族間移動費用[4]

被告は避難等対象者に対し，本件事故時に同居していた世帯内に本件事故後の避難の過程で家族分離が生じた場合，家族間移動費用として，同一都道府県内の移動であれば１回あたり５０００円，都道府県を超えて移動した場合には，移動手段が自家用車かその他の手段かに応じてそれぞれ設定した標準交通費のテーブルに基づいた金額を賠償している。原則として１か月あたり２回までとしているが，これを超える回数，家族に会うために要した費用についても，具体的な事情を踏まえて，賠償を行っている（乙Ｂ２０５・２９頁，乙Ｂ２０６・２９頁，乙Ｂ２１５・２１頁）。

なお，平成２４年６月以降については，後記（4）の「包括請求」による賠償を選択することができるが，これを選択しなかった場合には，移動距離に応じて算定される実費概算額を賠償している（乙Ｂ２０５・３１頁，乙Ｂ２０６・３１頁，乙Ｂ２０７・１１～１２頁）。

イ　家賃

被告は，避難先が賃貸住宅の場合に負担した賃料等（家賃，礼金，仲介手数料）についても賠償を実施している（乙Ｂ２０５・２２頁，乙Ｂ２０６・２２頁，乙Ｂ２１５・１４頁）。

なお，賃料等の賠償に関し，中間指針第二次追補においては，「従前の住居が借家であった者については，当面は宿泊費等の全額とし，一定期間経

---

4 「家族間移動費用」の賠償は，「直接賠償（第１期）」及び「直接賠償（第２期）」の請求書パックにおいては「その他」のページに記載することにより請求がなされている。また「直接賠償（第３期・簡易請求方式）」及び「直接賠償（第４期・簡易請求方式）」の請求書パックにおいては「その他」として一括りの上で賠償額が設定されている。さらに「包括請求」「包括請求（追加）」の請求書パックにおいては，他の追加的費用とともに「その他実費等」として将来分を含めた賠償額の設定に含まれている。

過後は従前の家賃より増額の負担を余儀なくされた場合の当該増額部分とすることが考えられる。」とされているところ，被告の自主賠償基準においては，一定期間経過後も，迅速な被害者救済等の観点から，従前の家賃との差額でなく，避難先の賃料等の全額を賠償している。

家賃の賠償対象期間としては，帰還困難区域，旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の住民に対し，原則として，平成３０年３月３１日までの間，賃料等に係る賠償を実施している。

なお，旧緊急時避難準備区域においては，区域内の住民に対して強制的な避難が求められたものではなく，本件事故直後の時期から放射線量が健康に影響を及ぼす程度ではないとの情報が社会一般に提供されており，その後，平成２３年９月３０日には同指定が解除されている。これらの状況に鑑みると，同区域において法律上保護される利益に対する侵害が一律にあったと認めるにはそもそも疑義があり，少なくとも平成２３年９月３０日頃以降に関しては本件事故に起因する放射線の影響により平穏な日常生活が相当程度阻害された状況は解消されている。しかしながら，本件事故後に避難の実施を選択した者が従前の住居に戻るために要する猶予期間や，（日常生活に支障はないものの）生活環境の整備には一定の期間を要する可能性もあることを最大限に評価し，被害の程度の大きい住民の損害を含め迅速に填補するとの観点から，平成２４年８月３１日までの期間を対象として家賃の賠償を実施している。

ウ　物品購入費用

以上に加え，被告は，自宅からの持ち出しができない等の理由により，避難先で新たに購入された家財道具等（家具，家電製品等）についても最低限の証憑の確認により一定の範囲でその実費を賠償している。このような購入費用は新規資産の取得費用であるほか，別途賠償を実施している「家

財」に対する賠償との重複についても精算することなく賠償を実施している。また，一時立入費用として「家財道具移動費用」の賠償がなされている場合であっても，持ち出された家具との重複を何ら確認することなく賠償が実施されている。

（4）「包括請求」の導入

「包括請求」による賠償は，将来分を含む賠償金をまとめて一括で支払う賠償方式であり，平成２４年６月以降を対象とする請求において「包括請求」を選択できることとしている。この「包括請求」による賠償は，「精神的損害」，「就労不能損害」及び「その他実費等」を対象としている。

このうち**「その他実費等」**は，その内訳として「避難・帰宅等にかかる費用相当額」と「家賃にかかる費用相当額」を含んでいるところ，この**「避難・帰宅等にかかる費用相当額」**は，従前の請求書パックにおいても賠償対象としてきた「避難・帰宅費用」「一時立入費用」「家族間移動費用」等について，実際に生じた損害の申し出や立証を必要とせずに，将来分も含めて，１人あたり，以下の金額を支払うものである（乙Ｂ２１９，乙Ｂ２２０）。

帰還困難区域：９４．７万円（平成２４年６月１日から平成３０年３月３１日まで）

旧居住制限区域：１１４．７万円（平成２４年６月１日から平成３０年３月３１日まで）

旧避難指示解除準備区域：１１４．７万円（平成２４年６月１日から平成３０年３月３１日まで）

このような「包括請求」による「その他実費等」（「避難・帰宅等にかかる費用相当額」）の賠償額は，４人世帯であれば単純に４倍されることになる（た

とえば旧居住制限区域の４人世帯の場合には，当該名目による賠償だけで４５８万８０００円となる）。

また，「包括請求」の「その他実費等」は，「家賃にかかる費用相当額」もその対象としている。「家賃にかかる費用相当額」は，支出が生じた家賃の月額を基礎として，将来分を含めて賠償を行うものであり，最長で平成３０年３月末日までを対象に賠償を実施している。

（５）旧緊急時避難準備区域等における「住宅等の補修・清掃費用」の賠償

旧緊急時避難準備区域は，政府による避難指示がなされた区域ではなく，また避難を選択したとしても自宅建物等に立ち入って住宅等の管理を行うことに支障はないものの，仮に避難を選択した場合には管理が一定程度困難となる場合もあり得ることから，住宅等に生じた損傷を原状回復するための補修・清掃費用として，定額３０万円を標準額として賠償を行っている。

（６）旧緊急時避難準備区域等における「通院交通費等の生活費の増加分」の賠償

旧緊急時避難準備区域は，政府による避難指示がなされた区域ではなく，区域の指定自体も平成２３年９月末日をもって解除されているものの，インフラの復旧状況等により通院先や通院経路の変更が生じることがあり得ることに鑑み，「通院交通費等の生活費の増加分」名目にて，１人あたり２０万円を一律に賠償している。通院交通費等の生活費が実際に増加したか否かのほか，そもそも通院を行っていたとの事実自体についても何らの確認は求めておらず，子供も含めて，本件事故時の住所が旧緊急時避難準備区域にあった者に対して一律に１人あたり２０万円を賠償するものである。

（７）小括

以上のとおり，避難生活に伴い必要となる各種の追加的費用については，本

件事故発生当初の時期を対象とする「直接賠償（第１期）」及び「直接賠償（第２期）」においては証憑を求めずに申告に基づき支払っているほか，「直接賠償（第３期・簡易請求方式）」及び「直接賠償（第４期・簡易請求方式）」においては従前の賠償実績を超えない請求の場合には支出の内容や金額を何ら申告することなく賠償を受けられる仕組みを採用し，さらには平成２４年６月以降を対象として「包括請求」方式を導入し，実損の有無及び額によらず，かつ個別の立証を求めることなく，将来分を含めた費用相当額について，高い水準であらかじめ一括して賠償を行っている。

そして，このような実費面での損害賠償が先行的に行われることは，避難期間中における避難等対象者の生活の安定に資するところが大きい（支出がなされた後で損害賠償をするというのではなく，先行的にまとまった賠償することは過大な支払いとなるリスクを伴うが，避難等対象者の生活支援の観点からも，このような賠償をすることとしている。）。被告は，そのような避難生活への支援の趣旨も十分に考慮して賠償を行ってきたものである。

２　就労不能損害

（１）就労不能損害についての基本的な考え方

被告は，本件事故によって就労が困難となり，これにより収入の減少または喪失が生じた給与所得者等に対し，就労不能損害の賠償を実施している。

すなわち，避難指示区域や旧緊急時避難準備区域等に住居又は勤務先がある給与所得者が避難指示等を受け，あるいは本件事故による営業損害を被った事業者に雇用されていた給与所得者において当該事業者の営業損害によりその就労が不能等となった場合に，給与の減収分等を賠償している。

（２）区域ごとの就労不能損害の賠償の概要等

被告は中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき，避難指示区域に住居又

は勤務先があった者に対して，原則として本件事故発生から平成２６年２月までの３年間を対象期間として，本件事故がなければ得られたであろう収入の賠償を行っている（乙Ｂ２０５・３４～３８頁，乙Ｂ２０６・３４～３８頁，乙Ｂ２１５・２５～２９頁，乙Ｂ２１８・２１～２７頁）。これに加えて，減収が生じまたは失業状態となった給与所得者であって就労意思のある者に対し，将来の生活に見通しをつけるための一定期間として，さらに１年の追加賠償を行うほか，就労が困難となる個別のやむを得ない事情がある場合には事情に応じてさらに個別の対応を実施している（乙Ｂ２０８）。

また，旧緊急時避難準備区域に居住しており，勤務先の事業所の所在地が避難指示区域以外であった者に対して，原則として本件事故発生から平成２４年１２月までの約１年１０か月を対象期間として，本件事故がなければ得られたであろう収入の賠償を行っている。これに加えて，平成２４年１２月末時点において失業中であって，平成２５年１月以降も個別のやむを得ない事情により就労が困難な状況にある者に対しては，平成２５年１２月末までを対象として追加で賠償を実施している。

さらには，旧居住制限区域または旧避難指示解除準備区域に居住していた者のうち，平成３０年３月末までに帰還した者であって，帰還に伴う就労環境の変化によって就労が困難となり，減収が生じまたは失業状態となった給与所得者で就労意思のある者等に対し，帰還後に損害が発生した月から１２か月間を対象として，給与等の減収分を賠償している（乙Ｂ２２１）。

以上に加えて，下記（３）において述べるとおり，被告は，平成２３年３月１１日以降に新たに就労した勤め先から得ている収入のうち，一定範囲（月額５０万円を上限）については，機械的に「特別の努力」により得られた収入として，賠償金から控除せずに支払いを行う取り扱いをしている。

このような被告による就労不能損害の賠償基準は，公共用地取得に伴う損失補償，失業保険給付の期間や不法行為に起因する失職事例に係る裁判例等に照

らし，本件事故に固有の事情を斟酌しても，極めて被害者に有利に賠償を行うものである。

すなわち，政府の避難指示に起因して避難等対象者に生じ得る就労不能損害については，中間指針上，「一般的には，就労不能等に対しては転職等により対応する可能性があると考えられることから，賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや，早期の転職や臨時の就労等特別の努力を行った者が存在することに留意する必要がある」（乙Ｂ５・２８頁）とされている。

また，中間指針第二次追補は，「営業損害」の終期について，「具体的な終期の判断にあたっては，①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること，②一方，被害者の側においても，本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており，一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮するものとする。また，たとえば公共用地の取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にすることも考えられる」と規定している（乙Ｂ７・１０～１１頁）。そして「就労不能等に伴う損害」の考え方についても基本的には同じとした上で，「一般的には営業損害の終期よりも早期に到来すると考えられることも考慮するものとする」としている（乙Ｂ７・１２頁）。

そして，中間指針等が賠償終期の判断にあたって参考にすることも考えられるとする「公共用地取得に伴う損失補償基準」においては，離職者補償として，「再就職に通常必要とする期間中」の従前の賃金相当額の範囲内で妥当と認められる額を補償することができるものとされており（乙Ｂ２１１・公共用地の取得に伴う損失補償基準６２条），当該期間は最長１年と定められている（乙Ｂ２１２・同細則第４１）。また，失業保険給付においては，身体障害者等の就職が困難な方についても給付期間が原則として１年以内とされている（雇用保険法２２条２項，同施行規則３２条）。

裁判例においても，不法行為等により退職を余儀なくされたとして，賃金相当額の逸失利益の賠償が行われる場合であっても，当該行為等によって労働能力を喪失したり，就労すること自体が制限されたりするものでない場合には，従前と同等の会社等への再就職に通常必要と考えられる合理的期間の逸失利益が賠償されるべき（相当因果関係を有する）損害になると解されている。そして，具体的な裁判例をみても，以下のとおり，職業を失ってから再就職に要するまでの合理的期間については，概ね１年以内と判断されている（下線部は引用者による。）。

① 原告が解雇に伴う逸失利益を請求した事案（対象期間は不明）において，裁判所は，「原告には，本件解雇により事実上失職した結果，得られなかった賃金相当の損害が生じたものの，本件解雇と相当因果関係を肯定できる逸失利益の範囲については，通常，再就職に必要と考えられる期間の賃金相当額に限られるものと解すべきである」とした上で，「原告の職歴及び訴外会社における就業期間その他前記前提事実及び前記認定事実に顕れた事情を総合考慮すると，原告が再就職に必要と考えられる期間としては，本件解雇発効後３か月と認めるのが相当である」とし，解雇後３か月をもって，「本件解雇によって生じた賃金相当の逸失利益と認めるのが相当である」と判断している（東京地方裁判所平成２７年２月２７日判決・労働経済判例速報２２４０号１３頁）。

② 不当解雇による損害賠償等が請求された事案において，裁判所は，「本件解雇（不法行為）と相当因果関係を肯定することができる上記賃金に関する逸失利益の範囲については，特段の事情が認められない限り，通常，再就職に必要な期間の賃金相当額に限られるものと解すべきである」とした上で，被告による原告への離職票等の交付が通常よりかなり遅れていることなどの事情を考慮すると，「少なくとも原告の再就職に要する期間とし

ては，客観的にみて解雇予告期間に加え，数か月間は必要であるとみるのが相当」であるとして，賃金概ね３か月分を解雇により生じた賃金に関する逸失利益と認めると判断している（東京地方裁判所平成２３年１１月２５日判決・労働判例１０４５号３９頁）。

③ 原告らが，解雇による未払賃金相当額の逸失利益として，定年までに得られたであろう賃金相当額を逸失利益として請求したのに対して，裁判所は，「本件解雇後，通常再就職に要する期間としても，長くとも一年程度と考えられることなどに照らせば」「不法行為と相当因果関係の認められる損害の範囲としては，一年分の給与相当額を限度とするのが相当である」と判断している（福岡地方裁判所飯塚支部平成２５年３月２７日判決・判例時報２１９５号１３５頁）。

④ 原告（解雇時４６歳）が，約２年分の賃金相当額を逸失利益として請求したのに対して，裁判所は，「本件解雇により，被告からの収入を絶たれ，その年齢から見ても再就職が困難な状況に置かれた」と指摘しつつ，「３４週分…をもって，被告による違法な本件解雇との相当因果関係のある損害（逸失利益）と解するのが相当である」と判断した（東京地方裁判所平成２３年１１月１８日判決・労働判例１０４４号５５頁）。

⑤ 勤続２０年の女性労働者（年齢不詳）が整理解雇をされた事案では，裁判所は，「勤続年数，年齢，再就職の困難さ等，本件に顕れた一切の事情を考慮すると，退職時の月額給与３３万円の６か月分（合計１９８万円）をもって相当因果関係のある損害とした原判決の判断は正当」としている（東京高等裁判所平成２０年６月２６日判決・労働判例９７８号９３頁）。

⑥ 上司の長年のセクハラ行為により，退職を余儀なくされた勤続２９年の女性労働者（退職時５０歳）について，裁判所はその年齢等を考慮し「一般に求職活動期間として予想される以上の時間を要するであろうことは想像に難くない」として１年間を再就職することの困難な期間と認めたが，

「被告会社と同程度の条件の就職口を見つけることは著しく困難」としつつ，１年を超える部分の逸失利益は認めていない（青森地方裁判所平成１６年１２月２４日判決・労働判例８８９号１９頁）。

他方，被告の自主賠償基準においては，上述のとおり，避難指示区域内に居住し，または，避難指示区域に勤務先の事業所の所在地があった方に対して，平成２８年２月までの最大で本件事故後５年間を対象期間として就労不能損害の賠償を実施している。このような賠償は，収用補償，失業給付，裁判例における賠償期間をいずれも大きく上回る長期間にわたって損害賠償を継続するものであり，さらには「特別の努力」の考え方が適用されることも相俟って，訴訟において本来認められるべき賠償額を明らかに超える額の賠償がなされているといえる。

（３）「特別の努力」の考え方の適用

被告の自主賠償基準による就労不能損害及び営業損害の賠償においては，本件事故後に現に得られた収入を控除しない「特別の努力」の取り扱いを一律に採用している。

本来，事故前の収入と事故後の収入の差額のうち原因行為と相当因果関係のある範囲が損害（逸失利益）と評価される。したがって，避難等対象者が本件事故後に避難先等で就労し，一定の収入を得ている場合，逸失利益の額は，本件事故がなければ得られたであろう収入から，本件事故後に得られた収入を控除した額となる。

しかしながら，被告は，営業損害及び就労不能損害の算定において，本件事故後に得た収入を原則的に賠償金から控除しないという取扱いを一律に採用している。このような方法による逸失利益の賠償がなされることにより，本件事故前の収入が完全に失われたものとして賠償金が支払われる一方，本件事故後

に現に得た収入分についても賠償金から控除されることなく手元に残ることとなるのであって，被害者に極めて有利な算定であるといえる。

この点，不法行為後に得られた収入を特別の努力によるものとみることにより，減収が生じていないにもかかわらず逸失利益が認定された裁判例としては，①診療所における唯一の常勤医師が事故によって後遺障害を生じたことにより，診療録の記入，診断書の作成，パソコンの入力作業等の負担が増大し，これらの作業等に従前より時間を要するようになったため，収入の減少等が生じることのないようにすべく，パソコン入力などの事務作業を行う診察助手という役職を設けて新たに従業員を雇い入れ，また自身の労働時間を長くするといった対応をしたこと等について，「本件事故による後遺障害により経済的不利益が生じないよう特別の努力を行い，業務への支障を補ったというべきであるから，その努力に相応する額が損害として認められるべきである」と説示し，減収が現に回避されている中でも逸失利益の賠償を認めたもの（大阪地判令和２年２月５日・ＬＬＩ／ＤＢ　判例秘書），②ブラジリアン柔術の道場の経営者兼指導者である原告において事故による右膝関節の骨折及び後遺障害を生じた後，真摯にリハビリテーションに励んだり，ウェイトトレーニングを行うなどして格闘家及び格闘技の指導者として必要な身体能力の回復に努めた結果，通常人より早く身体能力が回復し，道場の経営者としての業務，ブラジリアン柔術の指導者としての業務に復帰することができたと認定の上，事故後の原告の事業収入及び所得が事故前よりも増加したことは「原告において労働能力低下による労働能力低下による収入の減少を回復するための特別の努力をしたことによるものと認めるのが相当である」と説示して，逸失利益の賠償を認めたもの（横浜地川崎支判令和元年６月２１日・自保ジャーナル２０５２号２８頁），③予備校講師であった原告が事故後に仕事を欠勤したが，本来休日となるべき日に授業（出勤日）を振り替えたために欠勤分に相当する給与が全額支給されていることから，現実の収入減少は生じていないものの，「本来休日となるべき日

に授業を振り替えたという原告の特別の努力によるものであると認めるのが相当である」として，休業損害を認めたもの（大阪地判平成３０年２月２８日・ウエストロー・ジャパン），④外科医であった原告が事故によって外傷性白内障を負ったことにより，事故後に眼に相当程度大きい負担がかかるようになり，収入を維持するために手術の執刀件数が多かった病院から執刀の少ない病院に勤務先を変更したとの事実関係のもと，「原告の収入が維持されているのは，原告の特別の努力によるものであると認められる」として，変更前の勤務先から得ていた収入をも原告の基礎収入に算入の上で逸失利益を算定したもの（東京地判平成２８年１２月２日・D1-Law.com判例体系），⑤専門学校副校長であった原告が事故の後遺障害による両眼，鼻部，両頬部及び上口唇を含む領域の疼痛及びしびれ等及び両手（尺側）のしびれ等に耐えながらパソコンを利用した資料の作成や長時間の会議への参加のほか自動車の運転等を行っているとの事実関係のもと，「事故の前後を通じて収入に変更がないことが原告において労働能力低下による収入の減少を回復すべく特別の努力をしていることに基づくものであってかかる努力がなければ収入の減少を来しているものと認めるのが相当」であるとして，後遺障害逸失利益を認めたもの（岡山地判平成２３年９月１２日・交通事故民事裁判例集４４巻５号１１４７頁）等がある。

これらは後遺障害によって労働能力の喪失が認められる事案において，差額説に依拠しつつも，事故後の収入が「特別の努力」によって得られた収入であると認められる場合には減収が回避されていても逸失利益の賠償を認めるものである（浅野直人「後遺障害による減収がない場合の財産上の損害の有無」判例タイムズ５０５号１２０頁，塩崎勤「差額説」新交通事故判例百選８４頁）。これに対し，本件事故の避難等対象者については，労働能力を喪失したものではなく，労働能力を喪失した中で減収が回避されているという事実関係にない。また，上記裁判例が示すように「特別の努力」に該当すると認められたケースは限定的な場合に限られているが，被告は，事故後に収入を得ることになった

経緯等を一切確認することなく，原則的に本件事故後に得た収入を控除しない算定，すなわち本件事故前に得ていた収入が事故後に完全に失われたものとして営業損害，就労不能損害の賠償額を算定し賠償を行っている。このような賠償により，事故前に得ていた収入を基礎とする賠償を受けつつも，同時に本件事故後に実際に得た収入についても手元に残り，結果として本件事故前を上回る収入を得ることとなるのであって，本来あるべき「損害」の範囲を超えて明らかに過剰な支払いがなされている状態にある。

3　生命・身体的損害

被告は，本件事故によって避難等を余儀なくされたために傷害を負い，健康状態が悪化し，あるいは傷病にかかった場合等に，「生命・身体的損害」として，「医療費」，「入通院慰謝料」，「通院交通費」，「宿泊費」及び「証明書類取得費用」の賠償を実施している（乙Ｂ２２２・１６頁）。

このうち「医療費」に関しては，本件事故の被災者については災害救助法の適用により医療費の負担金の免除措置が講じられているが，負担が生じた場合にはその実費相当額の賠償がなされる（同１６頁）。

また，「入通院慰謝料」に関しては，「実通院日数の２倍」又は「診療期間の日数」の少ない方に４２００円を乗じた額を賠償することとし，診断書（医療証明書）の提示により入通院の事実を確認の上で賠償がなされる（同１６頁）。

「通院交通費」については，１回の通院につき５０００円の標準通院交通費を定めており，通院の事実に関する診断書（医療証明書）の提示により通院の事実が確認され，１回の通院につき一律５０００円の通院交通費の賠償金が受けられる（実際の交通手段等を問わない）。なお，タクシーやその他の移動手段を用い，実際の負担額が１回の通院につき５０００円を超える場合には，具体的な事情に応じて追加で賠償がなされる（同１７頁）。

さらに，「宿泊費」や「証明書類取得費用」が生じた場合には，支出した実費

相当額の賠償がなされる（なお，宿泊費については，１泊８０００円を超える場合でも具体的状況を確認の上で個別に賠償を実施している。）（同１７頁）。

４　財物賠償（不動産）

被告は，避難指示区域内の不動産（土地・建物）についてひろく財物賠償の対象としているほか，立木等についても賠償を実施している。

以下においては，不動産（土地・建物）の価値喪失に関し，本件事故発生から避難指示解除までの期間が６年を経過したことをもって（建物のみならず土地についても）「全損」として賠償額を算定していること（下記（１）），本件事故時点の時価相当額の評価においても被害者に有利な算定方式を採用していることを述べ（下記（２）），また立木等の賠償についても簡潔に述べることとする（下記（３）。）。

（１）不動産（土地・建物）について本件事故発生から避難指示解除までの期間が６年を経過したことをもって「全損」として賠償額を算定していること

本来，不法行為により生じた損害として加害者が被害者に賠償をすべき範囲は，「侵害行為がなかったならば惹起しなかったであろう状態（原状）」と「侵害行為によって惹起されているところの現実の状態（現状）」との差を金銭で評価したものである（いわゆる「差額説」。最判昭和３９年１月２８日・民集１８巻１号１３６頁）。したがって，財物賠償をすべき範囲の画定に際しては，「原状」（本件事故時点における時価相当額）と「現状」をそれぞれ評価した上，その「差額」を確定する作業を経なければならないはずである。

これに対し，直接賠償手続においては，不動産（土地については，宅地，

田・畑，山林，雑種地等の地目を問わない。）[5]の損害の把握に関し，帰還困難区域においては全損として本件事故発生時の価値の全額を賠償し，居住制限区域・避難指示解除準備区域においては本件事故発生から避難指示解除までの期間が６年（７２か月）を経過することで全損として，避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償している（乙Ｂ２０１，乙Ｂ２２３）。

この結果，帰還困難区域及び平成２９年３月３１日又は同年４月１日に避難指示が解除された飯舘村，浪江町，富岡町においては宅地・建物は全損扱いとなり，同２８年７月１２日に避難指示が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域においては避難指示期間割合に基づき７２分の６５の価値を喪失したものとして賠償している。

このような不動産損害の認定については，本来は，避難指示が解除されるまでの期間その不動産を使用できないことによる損害が論じられるべきという考え方により，不動産を使用できない期間中の使用料相当の損害金や，管理不能による現実の原状回復費用などを損害と捉えて賠償の対象とすることも考えられるところ，本件事故の場合においては，避難指示により住民が移住するにせよ，帰還を待つにせよ，早期に生活基盤の再建のための十分な賠償をすることが求められるという政策的要請があり，住民の生活再建のために手厚い賠償を行うことが必要であるとの考慮から，あたかも避難指示期間割合に応じて不動産がその価値を喪失したかのように扱うという考え方が採用されたものである。このような算定に基づく賠償の実施は，住民の生活再建のための選択肢を提供するための賠償という性格を色濃く有しているものである。

また，全損として不動産の価値相当額の全部が賠償された場合においても，

---

[5] 直接賠償手続においては，「財物（宅地・建物・借地権）」，「財物（田畑）」，「財物（宅地・田畑以外の土地および立木）」等の請求書パックを通じた賠償がなされている。

当該不動産の所有権を被告が取得しないとの合意に基づいて賠償がなされている。そのため，避難指示解除後に自宅に帰還して生活を再開することや，他所への移住等に伴い宅地・建物その他の不動産を売却しあるいは賃貸することも可能であるが，実際に財産的価値を有する資産として使用，収益または処分がなされた場合も，これによる価値回復分について精算はされていない。

さらに，中間指針第二次追補においては，「（財物の）賠償後に東京電力株式会社の費用負担による除染，修理等によって価値が回復した場合には，当事者間の合意によりその価値回復分を清算することが考えられる」とされているところ，被告はその費用負担による除染がなされ財産的価値が回復した場合にも，価値回復分を清算するという取扱いはしていない。

このように，不動産に対する財物損害は，他所に移住するにせよ避難指示の解除に伴い元の居住地での生活を再開するにせよ，まさに早期の生活再建に資する賠償として平穏な生活の回復に向けて実施されているものにほかならない。

（２）本件事故時の時価相当額の評価についても被害者に有利な算定方式を採用していること

財物損害の賠償の基礎となる本件事故時の時価相当額の評価に当たっても，一般的な時価の評価よりも被害者に有利な算定がなされている。

具体的には，宅地については，固定資産税評価額に１．４３倍の補正係数を乗じて事故発生日時点の時価相当額を算定する一方で，建物については，固定資産税評価額をもとに算定する方法または住宅着工統計に基づく平均新築単価をもとに算定する方法により算定し，いずれか高い方の金額を基礎と

する賠償を基本としている[6]（乙Ｂ２０３）。

また，田畑や山林等の土地については，時価相当額の算定に際しての単価の設定において，周辺の状況類似地区の中でも比較的優良な土地（高い市場価値を有する土地）を当該状況類似地区の代表として設定し，そのような優良な土地の単価を状況類似地区内の田畑の全てに適用することとしている（乙Ｂ２２４）。

① 固定資産税評価額に補正係数を乗じて事故発生日時点の価値を算定する方法

ｉ　当該不動産の新築時点の時価相当額を算定する。

まず，事故時点の固定資産税評価額をもとに，経年減点補正率（減価償却分）を割り戻して，当該建物の新築時点での固定資産税評価額を算定し，積雪や寒冷の影響による損耗の補正を行う。次に，上記固定資産税評価額と新築時点での時価相当額との調整を行うため補正係数を乗じる。さらに，新築時点と現在との物価変動幅を調整するため，それぞれの建築年に応じた補正係数を乗じる。

ii　その上で，定額法による減価償却を行い，築年数に応じた事故発生時点の価値を算定する。ただし，残存価値には２０パーセントの下限を設け，その時価は，一律，新築価格の２０パーセントを下回らないものとする。

iii　構築物については，上記ｉ及びiiで算定した時価相当額の１０％，庭木については，経年に伴って価値が減少するとは考え難いため，上記ｉで算定した想定新築価格の５パーセントとして価値を算定する。

iv　以上の計算のうち，ｉ及びiiについては，固定資産税評価額に被告の

---

[6] なお，専門家による現地評価に基づく賠償額算定を選択することも可能としている。

設定した「建築物係数」（乙Ｂ２０３・９１頁）を，iiiについては同じく「構築物・庭木係数」（同９２頁）を乗じることになる。なお，「建築物係数」，「構築物・庭木係数」の考え方については，別途説明する予定である。

② 建築着工統計による平均新築単価から事故発生日時点の価値を算定する方法

建物の居住部分については，住宅着工統計（２０１１年）における福島県の木造住宅の平均新築単価をもとに，上記と同じ減価償却，残存価値の下限，構築物・庭木の評価を適用して，事故発生日時点の価値を算定することも可能としている。

被告の策定した「平均新築単価を基礎とした単価」（乙Ｂ２０３・９３頁）を使用することで，かかる算定が可能になる。

なお，これら財物賠償に関する賠償額の算定においては，建物については経年による価値減少率を低く抑えた算定方法等がとられている。

さらに，建物の時価相当額については，専門家が個々の建物について現地を調査の上で評価する「現地評価」の方法に基づいて価額を算定する方式を請求者が選択することも可能としている。

このような本件事故時の時価の算定方式により，本件事故時点での交換価値の立証を要することなく十分な評価額となるよう配慮がなされている。

（3）立木及びしいたけ原木

被告は，避難指示区域及び双葉郡に山林の立木を所有している者に対し，立木が存在する山林の土地を所有していることさえ確認できれば，個別に立木の評価額の立証を求めることなく，人工林であれば１㎡あたり１００円の単価，

天然林であれば，１㎡あたり３０円の単価に，土地の面積を乗じた金額を賠償している（乙Ｂ２０２，乙Ｂ２２５）。

また，被告は，避難指示区域及び双葉郡を除く福島県内の山林に立木を所有している者に対しても，実際にしいたけ原木として栽培され出荷が予定されていたか否かを問うことなく，所有されている立木の一定割合がしいたけ原木として出荷予定の立木であったとみなして，山林の面積に応じて機械的に立木の財物価値を賠償している。そして，このような賠償を通じ財物価値が全額賠償された後も，立木の所有権は引き続き元の立木の所有者が有するものとしている（乙Ｂ２２５）。

（4）小括

以上のように，不動産の財物賠償については，これが住民の生活基盤の再建に密接に関わるものであり，住民が帰還又は移住の選択をすることができるよう政策的考慮も加味したうえで，個別の立証を求めることなく，かつ算定の面においても被害者側に有利に，本件事故以前の生活の基礎となっていた財産要素を包括的に賠償している。また，立木についても，損害の発生やその数額について立証を求めることなく賠償がなされている。さらに，これらの財物価値を賠償した後も，当該財物の所有権は引き続き被害者にて保有することとされている。これらの賠償を通じ，裁判実務においては賠償されるべき損害であると通常は認め得ないケースも含めて，定型的な算定方法に基づく賠償金が支払われ，結果として過剰な賠償がなされるという実情が必然的に生まれることとなる。

5　住居確保損害（避難指示区域）

物の滅失・毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるという従来の判例（最判昭和３２年１

月３１日民集１１巻１号１７０頁）によれば，住居に係る財物損害は本件事故時点での当該財物の時価相当額からの減少分として把握される。

これに対し，被告が中間指針第四次追補を踏まえて行っている「住居確保にかかる費用」の賠償（乙Ｂ２２６）は，移住先として都市部を選択した場合には財物損害の賠償金のみでは住居等の購入ができない場合も想定されること等を踏まえ，移住先を（土地単価の高い地域を含めて）自由に選択できるようにとの趣旨から，自宅住居に係る財物損害の賠償に加えて，移住先住居の購入価額[7]と自宅住居の財物損害賠償額との差額の一定割合を追加的な費用として支払うもので，その実質は，本件事故による財物損害の額を超えて，新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を填補するものである。

このような「住居確保にかかる費用」の賠償は，財産的損害の賠償としてではなく，むしろ，避難生活を終了して生活再建を図るための資金として支払われているものであって，被害者支援という政策的見地から，生活の基盤となる住居の確保による平穏な生活の回復に向けられた支払いそのものである。

6　家財（避難指示区域）

家財については，本件事故発生時に避難指示区域内の住居に存在する物品類のうち，持出しが不可能ないし著しく困難なものがあることを想定し，そうした物品類の存在やその財物価値につき個別の立証を求めることなく，世帯構成と避難区域の種類に応じた賠償を行う「定型賠償」を実施している。具体的な

---

[7] なお，元の居住地に帰還する場合にも「住居確保にかかる費用」の賠償を実施しており，帰還の場合には，本件事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替えのための費用が賠償の対象となる。

賠償額は以下のとおりであり（乙Ｂ２２０），たとえば帰還困難区域の大人２名，子供２名の世帯については「家財」の定型賠償だけで６７５万円となる。

世帯構成 / 居住されていた場所	単身世帯の場合（定額）		複数人世帯の場合（世帯基礎額＋家族構成に応じた加算額）		
		学生	世帯基礎額	加算額	
				大人１名あたり	子供１名あたり
帰還困難区域	325 万円	40 万円	475 万円	60 万円	40 万円
居住制限区域	245 万円	30 万円	355 万円	45 万円	30 万円
避難指示解除準備区域					

※ 警戒区域、計画的避難区域（避難指示区域の見直しが完了していない区域）に居住されていた方につきましては、居住制限区域・避難指示解除準備区域と同額の賠償をさせていただきます。その後、帰還困難区域に指定された場合は、差額を賠償させていただきます。

また，避難等に伴う管理不能等により，１品あたりの購入金額が３０万円以上の家財（高額家財）が毀損等したとの申告があった場合，修理・清掃費用相当額として，上記の「定型賠償」とは別途に，１世帯あたり２０万円を定額にて賠償している。

被告はこのように自宅に残置された生活家財の財物価値の喪失に係る賠償を行っているが，前述のとおり，これに加えて避難に伴う追加的費用として，避難先で新規に購入した家財道具等の購入費用も賠償している。新規の家財道具購入費用は，避難指示区域内に残置された家財の財物賠償と実質的に重なり合っているが，両者間の精算は求めていない。

７　事業損害（個人事業主・法人）

被告は，給与所得者に対する「就労不能損害」（上記２）のほか，個人事業主や法人に対しては事業損害の賠償を実施している。

以下においては，事業損害（個人事業主・法人）に対する賠償のうち，代表的

な事業類型である「商工業」及び「農林業」の事業者に対する賠償概要を述べる。

（１）商工業

ア　避難指示区域内の商工業者に対する賠償

避難指示区域内の個人事業者及び中小法人の事業者（商工業）に対する営業損害の賠償については，本件事故後４年間（平成２３年３月～平成２７年２月）にわたって，原則として「特別の努力」を適用し，収入減少額の算定にあたって実際に得られた収入を控除しない算定（本件事故前の収入の１００パーセントが失われたとの仮定に基づく算定）による営業損害（逸失利益）の賠償を行っている。これに加えて，平成２７年３月以降においても被害の継続が認められる場合には，同月以降の将来分の営業損害の賠償として，実際に得られた収入を控除しない算定（本件事故前の収入の１００パーセントが失われたとの仮定に基づく算定）に基づく年間逸失利益の２倍相当額の賠償を行うこととしている（乙Ｂ２１３）。

イ　旧緊急時避難準備区域の商工業者に対する賠償

旧緊急時避難準備区域の個人事業者及び中小法人の事業者（商工業）に対する営業損害の賠償については，本件事故後２年９か月間（平成２３年３月～平成２５年１２月）にわたって，原則として「特別の努力」を適用し，減収額の算定にあたって本件事故後に実際に得られた収入を控除しない算定（本件事故前の収入の１００パーセントが失われたとの仮定に基づく算定）による営業損害（逸失利益）の賠償を行っている。

さらに，被告は，旧緊急時避難準備区域について，平成２６年１月以降についても，個別具体的な事情に応じて，営業損害の賠償を継続している（乙Ｂ２２７）。また，当該区域で事業を実施していた個人事業主及び中小法人の事業者（商工業者）が元の地域で事業を再開する場合，その際に必要な追

加的費用に加え，平成２６年１月以降も風評被害等による損害が発生した場合には個別の事情に応じて賠償を実施している（乙Ｂ２０４）。

（２）農林業

ア　避難指示区域内の農林業者に対する賠償

避難指示区域内の農林業の営業損害については，平成２３年３月から平成２８年１２月までの期間を対象として営業損害（逸失利益）の賠償を行ってきたものであるところ，平成２９年１月以降も被害の継続が認められる個人事業者・中小法人については，同月以降の営業損害として，年間逸失利益（期待所得）の３倍相当額を一括して賠償することとしている（乙Ｂ１８７）。

この点，公共用地取得に伴う損失補償基準（乙Ｂ２１１）においては，農業廃止の補償に関し，土地等の取得に伴い通常営業の継続が不能となると認められるときは，「転業に通常必要とする期間中の従前の所得相当額」を補償する旨が定められ（同基準４６条１項），また，同基準細則（乙Ｂ２１２）においては，「転業に通常必要とする期間は３年以内とする」と定められている（同細則第２９参照）。これらの補償基準と比較すると，約６年間の営業損害の賠償を行ったうえで，将来分の営業損害（逸失利益）として年間逸失利益（期待所得）の３倍相当額を一括して賠償する被告の賠償方針は，実質的に営農廃止に伴う損害であると捉えたとしても極めて高水準の賠償を行っているといえる。

イ　旧緊急時避難準備区域等の農林業者に対する賠償

旧緊急時避難準備区域等の農林業者に対しては，平成２３年３月から平成２５年１２月までの期間を対象として逸失利益の賠償を行っている。そもそも当該地域の住民において営農自体を禁止されている状況ではなかっ

たことに加え，緊急時避難準備区域の指定自体も平成２３年９月３０日に解除されているが，被告の自主賠償基準においては賠償対象期間を平成２５年１２月までとしているものである。

さらに，旧緊急時避難準備区域及び南相馬市独自の避難要請区域について，平成２６年１月以降についても，個別具体的な事情に応じて，営業損害の賠償を継続している（乙Ｂ２２８）。また，個人事業主及び中小の事業者（農林業）が元の地域で事業を再開した場合には，その際に必要な追加的費用に加え，平成２６年１月以降も風評被害等による損害が発生した場合には，個別の事情に応じて賠償を実施している（乙Ｂ２２８）。

ウ　裁判例に見る営業損害の賠償対象期間

被告による以上のような営業損害の賠償対象期間が事業者の営業損害を十分に填補するに足りるものであることは，以下のような裁判例によっても裏付けられる（下線部は引用者による。）。

① カラオケ店が浸水事故により営業不能となった事案において，最高裁判所は，約４年６か月分の営業利益の賠償義務を認めた原判決を破棄して，「カラオケ店の営業を別の場所で再開する等の損害を回避又は減少させる措置」を採ることができたと解される時期（事故から１年７か月後）以降における営業利益相当の損害のすべてについて賠償を求めることはできないと判断している（最判平成２１年１月１９日民集６３巻１号９７頁）。なお，同最判は，損害の発生が継続している場合における相当因果関係の範囲に関し，「遅くとも，本件本訴が提起された時点においては，被上告人がカラオケ店の営業を別の場所で再開する等の損害を回避又は減少させる措置を何ら執ることなく，本件店舗部分における営業利益相当の損害が発生するにまかせて，その損害のすべてについての賠償を上告人らに請求することは，条理上認められないというべきであり，民法４１６条１項

にいう通常生ずべき損害の解釈上，本件において，被上告人が上記措置を執ることができたと解される時期以降における上記営業利益相当の損害のすべてについてその賠償を上告人らに請求することはできないというべきである。」と判示している。当該判示部分は，債務不履行によって何らかの損害を被った債権者といえども損害の発生に任せたのであれば，条理上，賠償請求の範囲が制限されるべきであると判示したものであるが，より広く不法行為に基づく損害賠償請求を念頭に置くと，損害賠償を求める不法行為の被害者においても，社会通念上，損害回避又は損害減少の措置を執るべきことが合理的な行為として期待されるというべきであるから，上記判例にいう損害回避義務又は損害軽減義務については条理に基づいてこれを根拠付けることが可能であるとの指摘がなされている（上記判例に係る判タ１２８９号８５頁参照）。

② 交通事故により建物が損壊し，その１階で営まれていた美容室の営業が不能になった事案において，裁判所は，１１か月分の営業損害の賠償請求に対し「本件建物は現在も使用することができない状態である」としつつも「諸般の事情を考慮すると，本件事故と相当因果関係に立つ本件美容室の休業期間は３か月と認めるのが相当である」と判断している（横浜地方裁判所平成６年５月２４日判決・交通事故民事裁判例集２７巻３号６４３頁）。

③ 茶・海苔の販売を営んでいた賃借人が，賃貸人から家屋建替え名目で立ち退きさせられた上，建物を売却された事案において，裁判所は，２年分の営業損害に係る請求を認めている（東京地方裁判所昭和４９年１１月１３日判決・判例時報７７７号６９頁）。

④ 自動車修理業を営んでいた賃借人が，道路区画整理に賃貸人が同意したために立退きを余儀なくされたところ，その後に賃貸人が建物を移築しなかったという事案において，裁判所は，「新たに他に家屋を賃借して営業を

開始するために通常要すべき期間の損失」として，借家法が解約申入期間として６か月の期間を定めていることを考慮し，賃貸人が賠償すべき休業による損失は６か月分であると判断している（青森地方裁判所昭和３１年８月３１日判決・下級裁判所民事裁判例集７巻８号２３５９頁）。

⑤ 本件事故に係る逸失利益に関する事案において，原告が，高純度化学薬品の製造販売等を目的とする製造会社との間で独占販売契約を締結していたところ，本件事故によって製造会社の大熊工場が操業停止を余儀なくされたことに伴い原告自身が営業損害を被ったとして，本件事故がなければ平成２８年１１月３０日まで約５年９か月間，本件事故以前と同様の収入が得られた蓋然性が高いと主張したのに対し，裁判所は，損害軽減義務を考慮して相当因果関係の範囲を判断し，本件事故との相当因果関係を有する期間は平成２４年３月３１日までの約１年間に限られると判断している（大阪地方裁判所平成２７年９月１６日判決・判例時報２２９４号８９頁）。

⑥ 本件事故に係るドラッグストア事業に係る逸失利益に関する事案において，裁判所は，本件事故から約１年分を休業損害，その後の２年分を逸失利益として合計３年分の営業損害を認めるとともに，本件事故後に福島県内の営業利益が増加した分の一部を損益相殺の対象となると判断している（札幌地方裁判所平成２８年３月１８日判決・判例時報２３２０号１０３頁。ただし，札幌高裁においては，逸失利益の賠償対象期間として，公共用地の損失補償基準も踏まえて，本件事故発生から２年分を対象とするとの和解案が示され，賠償対象期間が１年縮減された上で和解が成立している。）。

８　団体賠償

以上のような「請求書パック」を用いた請求のほかに，農業者等がそれぞれの

生産者団体等を通じて被告に賠償請求する請求方式（「団体賠償」）による賠償がなされている。

この団体賠償においては，一律の算定方式に基づく賠償金の算定を行うことを前提に，生産者団体等が各農業者等の請求をとりまとめた上で，被告に一括で賠償請求し，被告にて形式的な確認をしたうえで各農業者等に対する賠償金の合計額を生産者団体等に支払い，その後，生産者団体にて各農業者等に賠償金を分配する仕組みとなっている。

団体賠償における賠償額の算定は，農地の面積等に一定の金額を単純に乗じた額とするなど，実際の損害の有無を確認することなく賠償額を機械的に算定する方式を採用している（たとえば，本件事故時点における農業収益が赤字であるような場合であっても，農地の面積に応じた賠償を受けられることとなる。）。

9　小括

以上のように，被告は多様な名目の下で賠償を実施しているところ，各賠償項目について大多数の被害者との関係においてその被害を十分に填補する（多くの場合には本来認められるべき損害額を超える）金額となるような算定方法が用いられている。被告が実施している各種の追加的費用，就労不能損害や営業損害，生命・身体的損害，財物損害（不動産，家財），さらには住居確保にかかる費用等の賠償は，いずれも避難等対象者の生活および生活基盤の回復に密接に関連するものであり，賠償を通じて避難等対象者の避難生活の支援やその生活回復に必要な資金が十分に填補されるような水準の賠償を行うという視点に貫かれている。

また，これらの賠償項目の相互間においては，たとえば家財道具移動費用，避難先での新規の家財道具取得費用，家財に対する財物賠償，精神的損害の賠償（通常の生活費の増加費用を含むものとして算定された額である。）は明らかに相互に重複するものであるにもかかわらず，賠償金の調整がなされ

ることなくそれぞれに支払いがなされている実情にある。このほか，賠償金により原状回復を超えて利得が生じていることが定性的に観念される例として，財物損害に対する填補の枠を超えた「住居確保にかかる費用」の支払いや，就労不能損害による「特別の努力」分の支払いなども挙げられる。

このように，直接賠償手続を通じた賠償においては，各賠償項目に関する賠償金の算定の場面において被害を十分に填補する金額となるような方法が採用されていることに加え，各賠償項目の相互間において重複が生じていることが明らかであるにもかかわらずその調整がなされず，あるいは定性的にみて「損害」の概念を超える支払いすらもなされていることとなる。

参考に，各避難指示区域における賠償項目毎の平均合意額を下表に示す（乙Ｂ２２９・２頁）。これらの項目の賠償をすべて受領している世帯においては，下表の合計額相当の賠償金を受領している可能性が高いのであり，たとえば帰還困難区域の４人世帯でこれらの項目の賠償金をすべて受領している場合には，概ね２億３５０万円の賠償を受けていると考えられる。

（2020年12月末現在）

【単身世帯】		個人賠償	（再掲） 移住を余儀なくされたことによる精神的損害	家財	宅地・建物	田畑・山林等	住居確保（持家）
避難指示解除準備区域	平均合意額	1,180万円		336万円	3,380万円	744万円	3,438万円
	（世帯数）	(6,723)		(3,526)	(1,231)	(777)	(571)
居住制限区域	平均合意額	1,143万円		329万円	3,915万円	833万円	3,215万円
	（世帯数）	(5,873)		(3,290)	(1,004)	(583)	(492)
帰還困難区域	平均合意額	1,773万円	740万円	432万円	4,046万円	1,137万円	3,034万円
	（世帯数）	(6,015)	(5,813)	(3,268)	(1,082)	(624)	(543)

【2人世帯】		個人賠償	（再掲） 移住を余儀なくされたことによる精神的損害	家財	宅地・建物	田畑・山林等	住居確保（持家）
避難指示解除準備区域	平均合意額	2,314万円		537万円	4,338万円	1,010万円	3,764万円
	（世帯数）	(3,609)		(3,296)	(2,142)	(1,510)	(1,349)
居住制限区域	平均合意額	2,368万円		561万円	4,480万円	1,299万円	3,684万円
	（世帯数）	(2,543)		(2,322)	(1,629)	(1,069)	(1,117)
帰還困難区域	平均合意額	3,648万円	1,400万円	697万円	4,700万円	1,264万円	3,095万円
	（世帯数）	(2,764)	(2,739)	(2,488)	(1,566)	(1,007)	(1,114)

【4人世帯】		個人賠償	（再掲） 移住を余儀なくされたことによる精神的損害	家財	宅地・建物	田畑・山林等	住居確保（持家）
避難指示解除準備区域	平均合意額	4,954万円		602万円	4,914万円	1,212万円	4,063万円
	（世帯数）	(1,796)		(1,610)	(897)	(638)	(654)
居住制限区域	平均合意額	5,074万円		629万円	4,581万円	1,468万円	3,868万円
	（世帯数）	(1,247)		(1,126)	(678)	(451)	(544)
帰還困難区域	平均合意額	7,333万円	2,796万円	782万円	4,881万円	1,578万円	2,981万円
	（世帯数）	(1,250)	(1,240)	(1,133)	(606)	(328)	(475)

第３　精神的損害名目での賠償について

被告は直接賠償手続を通じ，上記「**第２**」において詳述したような精神的損害以外の名目での各種の賠償とは別途に，精神的損害の名目においても下記のような賠償を実施している。本書においては詳述を控えるが，精神的損害の名目のもとで支払われる下記のような賠償金のみをとっても，避難等対象者が本件事故によって被ると考え得る精神的苦痛を十分に慰謝するに足りる水準の金額となっている。

①精神的損害

・帰還困難区域の居住者：１人１４５０万円（「移住を余儀なくされたことによる精神的損害」を含む）

・旧居住制限区域，旧避難指示解除準備区域の居住者：１人８５０万円

・旧緊急時避難準備区域の居住者：１人１８０万円

②「避難等に関連した学校生活等における精神的損害」（請求パックの名称は「学童補償」）：１人３５万円

（対象者は旧緊急時避難準備区域等に居住していた平成２４年９月１日時点で中学生以下または１８歳以下の高等学校在学中の者）

③「中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）を踏まえた追加のお支払い」：１人４０万円

（対象者は平成２３年４月２３日から同年１２月末日までの間に避難等対象区域または自主的避難等対象区域に避難・滞在した妊婦及び１８歳以下の者。請求書パック「直接賠償（第３期・簡易請求方式）」等を通じて賠償が実施されている。）

④自主的避難等に係る損害を踏まえた追加の賠償：８万円

（対象者は平成２４年１月１日から同年８月末日までの間に避難等対象区域または自主的避難等対象区域に避難・滞在した妊婦及び１８歳以下の者。）

⑤「避難生活等による精神的損害（要介護者さま等への増額）」

（要介護の状態等に応じた額の賠償を実施）

第４　結論

以上のように，被告は精神的損害以外の名目の下で多様な賠償を実施しているところ，各賠償項目について大多数の被害者との関係においてその被害を十分に填補する（多くの場合には本来認められるべき損害額を超える）金額となるような算定方法が用いられている。

これに加え，精神的損害名目の下でも相当額の賠償がなされており，その結果，各世帯に対し相当額の賠償金が訴訟外において支払われている実情にある（本件訴訟の原告らに対する実際の既払金額は，乙Ｃ０第１号証の一覧表が示すとおりである）。

本件訴訟においては，これらの事実を踏まえてなお追加で賠償されるべき損害があることが原告らによって立証されているとは到底認められず，したがって原告らの請求には理由がない。

以　上